

別表1 ものづくり研究開発支援事業

事業名	事業内容	助成対象事業者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
ものづくり研究開発支援事業	新商品・新技術の研究開発等による競争力強化の取組み	中小企業者及び中小企業者のグループ	① 研究開発費: 原材料費、工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費(外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等) ② 謝金・旅費: 専門家謝金、専門家旅費、職員旅費 ③ 研究開発に伴うその他経費: 会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、通訳料、翻訳料、原稿料 ※ 販路開拓経費は、助成対象としない。 ※ 工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)に対する助成限度額は1,000千円以内とする。	助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、 助成限度額は2,000千円とする。

別表2 プラン公募型起業家誘致事業

事業名	事業内容	助成対象事業者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
プラン公募型起業家誘致事業	以下の要件を満たすビジネスプランについて選定委員会が適当と認めた事業 ① 富山県内で補助対象事業を行うこと ② 新規性及び成長性のある独創的な商品・ノウハウ・アイデアなどを利用して、新商品・新サービスの研究開発及びその事業化を行うビジネスプラン	創業者(県外在住の者に限る)	① 研究開発費: 原材料費、工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費(外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等) ② 謝金・旅費: 専門家謝金、専門家旅費、職員旅費 ③ 事業運営費: 構築物費・店舗改装費、原材料・仕入高、委託費、人件費(新規雇用者のみ、かつ申請する事業費全体の20%以内) ※ 工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)に対する助成限度額は製造業・建設業の場合1,000千円以内とし、その他の場合500千円以内とする。 ※ 構築物費・店舗改装費に対する助成限度額は製造業・建設業の場合1,000千円以内とし、その他の場合500千円以内とする。	助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、 助成限度額は下記の通りとする。 ・製造業・建設業 2,000千円 ・その他 1,000千円

別表3 ビジター対応ビジネス支援事業

事業名	事業内容	助成対象事業者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
ビジター対応ビジネス支援事業	北陸新幹線の開業、外航クルーズ及び台北便就航等交通基盤の拡充に関連して行う次の事業 ①新商品・新サービスの開発に係る事業 ②国内外からの観光客等への対応に係る事業 ③その他県内産業の活性化に寄与する事業として選定委員会が適当と認めた事業	中小企業者及び中小企業者のグループ	① 研究開発費:原材料費、工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費(外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等) ② 謝金・旅費:専門家謝金、専門家旅費、職員旅費 ③ 事業運営費:構築物費・店舗改装費 ④ その他経費:会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料 ※ 工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)に対する助成限度額は500千円以内とする。 ※ 構築物費・店舗改装費に対する助成限度額は500千円以内とする。	助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、 助成限度額は1,000千円とする。

別表4 販路開拓挑戦応援事業

事業名	事業内容	助成対象事業者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
販路開拓挑戦応援事業	県外又は国外の見本市・展示会等への出展、市場調査、広報、海外マーケティング等の取り組みにおける下記の事業(県外については北陸新幹線関連を優先) ①展示会、見本市、商談会への出展 ②市場調査に関する活動(県外の市場調査単独の事業は不可) ③広報に関する活動(県外向けの広報単独の事業は不可) 注 申請は「販路開拓挑戦応援事業・県外分のみ」又は「販路開拓挑戦応援事業・国外分のみ」のいずれかひとつとすること。(県外と国外が混在した申請は不可)	中小企業者	① 見本市等出展経費:小間料、小間装飾料、展示物輸送料 ② 謝金・旅費:専門家謝金、専門家旅費、職員旅費 ③ その他経費:会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託費	助成率は助成対象経費の3分の1以内とし、 助成限度額は下記のとおりとする。 ・県外分 250千円 ただし、首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)の展示会等に出展する場合は 350千円 ・国外分 500千円

別表5 小さな元気企業応援事業

事業名	事業内容	助成対象事業者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
<p>小さな元気企業応援事業</p>	<p>小規模企業における下記の要件を満たす新商品・新技術開発、国外・首都圏向け販路開拓、事業活動を支える人材育成</p> <p>(1)2社以上の小規模企業の連携によるもの 又は、 (2)商工団体の経営指導や専門家派遣を受けた事業計画によるもの</p> <p>※具体的な対象事業については下記のとおり</p> <p>①新商品・新技術の研究開発に係る事業</p> <p>②販路開拓事業 イ 展示会の開催又は見本市への参加 県外、国外において行う販路開拓のための展示会等への参加 ロ 専門コンサルタントの活用等により行う販路開拓に関する調査、指導 ハ 新商品等の販路開拓等のための広報事業</p> <p>③人材育成事業 各種研修、講習、発表会等の開催 又は参加(県主催の事業への参加費用は除く。)</p> <p>④その他選定委員会が適当と認める事業</p>	<p>小規模企業者及び 小規模企業者のグループ</p>	<p>① 設備整備費: 試作品開発に必要な機械装置、構築物(簡易なもの)</p> <p>② 研究開発費: 原材料費、工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費(外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等)</p> <p>③ 謝金・旅費: 専門家謝金、講師謝金、専門家旅費、職員旅費</p> <p>④ 見本市等出展経費: 小間料、小間装飾料、展示物輸送料</p> <p>⑤ その他経費: 会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託料</p> <p>※ 設備整備費に対する助成限度額は250千円以内とする。</p> <p>※ 工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)に対する助成限度額は250千円以内とする。</p> <p>※ 県外の販路開拓に関する経費については、助成限度額は250千円とする。ただし、首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)の展示会等に出展する場合は350千円。</p> <p>注 設備整備費の「機械装置」は主に建物に固定され容易に移動できないものとし、移動可能なものは研究開発費の「工具器具・備品費」の区分とする。</p>	<p>助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、 助成限度額は500千円とする。</p>

別表6 地域資源活用事業

事業名	事業内容	助成対象事業者	助成対象経費	助成率及び助成限度額
地域資源活用事業	<p>産地の技術や農林水産品、観光資源等、富山県の地域資源を有効に活用して行う事業</p> <p>※具体的な対象事業については下記のとおり</p> <p>① 富山県が指定する地域資源を活用し、新商品・新サービスを開発しようとする事業</p> <p>② 上記①と合わせて行う販路開拓の事業</p> <p>イ 展示会の開催又は見本市への参加 県外、国外において行う販路開拓のための展示会等への参加</p> <p>ロ 専門コンサルタントの活用等により行う販路開拓に関する調査、指導</p> <p>ハ 新商品等の販路開拓等のための広報事業</p> <p>③ 上記①、②が生産性向上につながるものであること</p> <p>④その他選定委員会が適当と認める事業</p>	<p>中小企業者及び中小企業者のグループ</p>	<p>① 研究開発費:原材料費、工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)、産業財産権導入経費、試験・検査費、委託費(外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、設計費、調査研究費等)</p> <p>② 謝金・旅費:専門家謝金、講師謝金、専門家旅費、職員旅費</p> <p>③ 見本市等出展経費:小間料、小間装飾料、展示物輸送料</p> <p>④ その他経費:会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、原稿料、委託料</p> <p>※ 工具器具・備品費(改良費・保守費含む。)に対する助成限度額は1,000千円以内とする。</p>	<p>助成率は助成対象経費の2分の1以内とし、助成限度額は5,000千円とする。</p>